

相模原市監査委員公表第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成23年8月24日に実施した事務監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、同項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成23年10月28日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 坪 井 廣 行

同 稲 垣 稔

同 関 山 由紀江

1 監査対象事務

市営住宅の管理運営について(住宅の維持管理を中心に)

2 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成23年8月24日

3 市長から措置を講じた旨の通知があった日

平成23年10月5日

4 監査の結果及び市長の講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>1 維持管理について</p> <p>(1) 一般管理について</p> <p>市営住宅の入居者により市営住宅条例第31条第2項の規定により飼育が禁止されている動物を飼育している事例がある。</p> <p>個別の指導により、その都度対応を図っているが、入居者に対して、飼育が禁止されている動物の購入・持込みをしないよう、また、このほかにも入居者が守らなければならない事項や届出を行わなければならない事項について、一覧表を配布するなど効果的な周知について検討されたい。</p>	<p>入居者への周知としまして市営住宅での禁止事項等を記載したチラシを作成し、すべての市営住宅の掲示板に掲示するとともに、全戸配布することといたしました。</p>
<p>1 維持管理について</p> <p>(2) 修繕業務について</p> <p>ア 空家修繕について</p> <p>入居者が退去する際に行った畳の表替えやふすまの張替えについて、空家修繕の際に、これらにかびが発生した等の理由によ</p>	<p>空家の管理につきましては、指定管理者の一般管理業務の団地定期巡回時等におきまして、空家の点検や換気を行うと共に、必要に応じかびが発生しにくいよう畳を立てかけるなど管理方法を改善いたしました。</p>

<p>り指定管理者が再度、畳の表替え等の修繕を実施していた事例が複数見られた。</p> <p>空家の状態を定期的に確認するなど、修繕費の支出を最小限にとどめるよう、空家住宅の適切な管理手法について検討されたい。</p>	
<p>2 入居手続き及び家賃の決定について</p> <p>住宅課の保有個人情報取扱事務登録簿に生活保護受給者の個人情報が登録されていない。</p> <p>相模原市個人情報保護条例第7条によると、「実施機関は、保有個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該保有個人情報取扱事務について保有個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない」と規定されているが、住宅課で取り扱う生活保護受給者に関する個人情報については、平成22年度末現在、保有個人情報取扱事務登録簿への登録がなされていない。</p> <p>個人情報保護の重要性を十分認識し、早急に事務手続きを進められたい。</p>	<p>翌年度の家賃を算定する際に生活保護受給者につきましては、各区の生活支援課に受給証明書の提出を依頼していましたが、本来、事前に行うべき保有個人情報取扱事務登録簿への登録がされておりましたので、平成23年8月8日付けで保有個人情報取扱事務登録簿への登録を依頼し、9月6日に登録されました。</p>